

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に対する意見」

①氏名		嶋津暉之
②住所		(都道府県名) 埼玉県 (市区町村名) 三郷市
③電話番号又はメールアドレス		tshimazu@sa2.so-net.ne.jp
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>
意見該当箇所		⑤ご意見（意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください）
章	頁	
5 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (1)洪水を安全に流下させるための対策 4) 洪水調節容量の確保 ・思川開発（南摩ダム） 5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (3) 思川開発	55 64	<p>思川開発事業は以下に述べるように、必要性がなく、無意味なダム事業であり、中止すべき事業であるから、利根川・江戸川河川整備計画に思川開発事業を記載すべきではない。思川開発事業に関する記述を削除すべきである。</p> <p>1 利根川流域6都県の水道用水は減少の一途を辿っていて、水余りがますます顕著になってきているので、思川開発等による新規の水源地開発の必要性は皆無となっている。</p> <p>2 思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことなく、安定水利権と変わらないものであるから、水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能である。</p> <p>3 思川開発と並行して進められている栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民、下野市民、壬生町民に高額な費用負担とまずい水道水の飲用を強制するものとなる。</p> <p>4 南摩川は小川のように小さな川で、南摩ダムは流域面積が非常に小さいので、思川や利根川の治水に寄与するはずがなく、南摩ダムの治水効果は微々たるものである。</p> <p>5 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」の二つの目的は必要性が希薄であって、ダムの規模を大きくするための増量剤である。</p> <p>6 思川開発事業の費用便益比の計算は客観性がなく、B/Cが1を超えるように恣意的な計算手法が使われており、実際のB/Cは1を大きく下回るから、思川開発は中止すべき事業である。</p> <p>7 国交省による水収支計算でも南摩ダムは頻繁に貯水量が底をつく結果が示されており、思川開発の利水計画は実際には水収支が成り立たない虚構のものである。</p> <p>上記1～7の詳細は別紙に記すとおりである。</p>